

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
目次		担当課（室）			担当課（室）
【告示】 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 ○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく岡山県計画の変更 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 土砂災害警戒区域の指定の解除 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 都市計画の変更 〃 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し 【公告】 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		環境管理課 水産課 道路整備課 〃 防災砂防課 〃 都市計画課 〃 会計課 〃 経営支援課 耕地課 監理課 建築指導課	〃 【選挙管理委員会】 ○ 平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ○ 平成二十八年十月二十三日執行の岡山県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 〃	選挙管理委員会 〃	

◎岡山県告示第百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市小桁字大道ノ下四〇一番三の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十八年十月二十六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第百七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米建部線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
津山市宮尾字中須賀一二五六番一地先から津山市宮尾字中須賀一二五五番一地先まで	旧	新	四・一 四・三	二二・〇
津山市宮尾字中須賀一二五六番一地先から津山市宮尾字中須賀一二五五番一地先まで	新	旧	六・一 六・三	二二・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 豊久田平線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

勝田郡勝央町植月中字山田五九二番三地 先から 勝田郡勝央町植月中字木戸五八八番一 地 先まで	勝田郡勝央町植月中字山田五九二番三 地 先から 勝田郡勝央町植月中字木戸五八八番一 地 先まで	
旧	新	別
四・七〇 一九・〇	一九・〇〇 二六・四	(メートル)
一六四・一	一六四・一	(メートル)

◎岡山県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
久米建部線	豊久田平線	路線名	
津山市宮尾字中須賀一二五六番一地先から 津山市宮尾字中須賀一二五五番一地先まで	勝田郡勝央町植月中字山田五九二番三地先から 勝田郡勝央町植月中字木戸五八八番一地先まで	区間	平成二十九年二月二十八日

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

◎岡山県告示第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、新見市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二〇K哲西町上神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二二〇K哲西町上神代〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町上神代〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇D哲西町矢田〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部新見地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、新見市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二一〇 K 哲西町上神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町上神代〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

二二〇	K	哲西町上神代〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町上神代〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町上神代〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	K	哲西町矢田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町上神代〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二〇	D	哲西町矢田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二	土砂災害特別警戒区域			
簡	所	番	号	
土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類				指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防

二二〇K哲西町上神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町上神代〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二〇K哲西町矢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

止対策の推進に関する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二一〇 K 哲西町矢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町矢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町矢田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町矢田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町矢田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 K 哲西町矢田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇八	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町上神代〇〇九	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二一〇 D 哲西町矢田〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部新見地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画流通業務地区を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画流通業務地区

二 都市計画を変更する土地の区域

都窪郡早島町早島地内

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町建設農林課

◎岡山県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口郡里庄町新庄の一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び里庄町農林建設課

◎岡山県告示第百十四号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、平成二十九年二月二十二日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市東富井一〇六三番地	所 在 地	売 り さ ば き 人
	株式会社旭化成アビ リテイ水島営業所 所長 岩田 道隆	売 り さ ば き 場 所
倉敷市東富井一〇六三番地		

◎岡山県告示第百十五号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十九年二月二十八日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市潮通三丁目一三番地一	所 在 地	売 り さ ば き 人
	名称及び代表者の氏名 水島サンビジネス株式会社 代表取締役 長友 裕三	売 り さ ば き 場 所 倉敷市潮通三丁目一三番地一

〔六〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス久世店
所在地 真庭市久世字中島井出向三二九五番二ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年十月二十一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百十三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 七十一台
(2) 駐輪場の収容台数 二十二台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・九二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十九年二月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年二月二十八日から同年六月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課

山本修巳

植田	岩木	大谷	山本	國只	佐藤	杭田	見口	杭田	山本
美大	健二	行弘	靖人	才	進	元	成年	忠徳	修巳

// // // // // // // // //

// // // // //

案田四三〇
上田東三九五
円城一一五一
上田東四六九
" 三一四
円城七六九
" 六二〇
上田東一二三〇一
円城三
上田東一八八五

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 理 〃 〃

事

〔六二〕 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山市北区矢坂西町から岡山市北区門前地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
平成二十八年十二月二十八日	終 了 年 月 日

〔六三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四―二七、六二四―二八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市和田五丁目一四―一―一〇七号

小野修一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二四九号

〔六四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手烏帽子形八八九―五、八八九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五〇フォワイエC棟二〇六号室

古米 賢

三 許可番号

岡山県指令建指第二六六号

◎岡山県選管告示第十三号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 35,407,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	伊原木隆太	所属党派	無所属	9月20日から 期間 第1回分 11月4日まで
出納責任者氏名	難波修			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	630,000
		円	家 屋 費	836,502
自由民主党		2,000,000	選挙事務所費	382,666
自由民主党広島県福山市第二支部		100,000	集 合 会 場 費	453,836
岡山県酪農政治連盟		100,000	通 信 費	492
岡山県宅建政治連盟		300,000	交 通 費	380,466
日本商工連盟		100,000	印 刷 費	2,627,380
			広 告 費	2,545,948
			文 具 費	112,391
			食 糧 費	398,120
その他の寄附	3 件	40,000	休 泊 費	149,329
その他の収入		10,000,000	雑 費	104,330
今 回 計		12,640,000	今 回 計	7,784,958
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		12,640,000	総 計	7,784,958

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	928,000円
	ポスターの作成	1,432,080円
	計	2,360,080円

報告書受理年月日	平成28年11月7日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 35,407,000円
- 3 報告書の要旨

候補者名 侯氏	伊原木隆太	所属党派	無所属	9月26日から 期間 第2回分 11月10日まで
出納責任者氏名	難波修			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	143,433
			選挙事務所費	143,433
			集合会場費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	259,073
			印 刷 費	—
			広 告 費	1,275,800
			文 具 費	84,848
			食 糧 費	—
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	—	雑 費	—
今 回 計	—	—	今 回 計	1,763,154
前 回 計		12,640,000	前 回 計	7,784,958
総 計		12,640,000	総 計	9,548,112

報告書受理年月日	平成28年11月10日 第2回報告分
----------	--------------------

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 35,407,000円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏	伊原木隆太	所属党派	無所属	9月26日から 期間 第3回分 11月15日まで
出納責任者氏名	難波修			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	200,358
			選挙事務所費	122,598
			集会会場費	77,760
			通 信 費	231,127
			交 通 費	—
			印 刷 費	617,760
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—
その他の収入	—	—	雑 費	88,617
今 回 計	—	—	今 回 計	1,137,862
前 回 計		12,640,000	前 回 計	9,548,112
総 計		12,640,000	総 計	10,685,974

報告書受理年月日	平成28年11月18日 第3回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県知事選挙

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 35,407,000円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名	植 本 完 治	所 属 党 派	無 所 属	9月4日から 期間 第1回分 11月4日まで
出納責任者 氏名	中 島 純 男			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	675,720
住民こそ主人公・県民の会		2,100,000	選挙事務所費	663,790
松岡 健一	医 師	30,000	集合会場費	11,930
高橋 淳	医 師	100,000	通 信 費	30,512
浪尾 淑子	医 師	30,000	交 通 費	3,930
水落 理	医 師	50,000	印 刷 費	864,756
			広 告 費	209,736
			文 具 費	12,048
			食 糧 費	249,380
その他の寄附	272件	130,932	休 泊 費	140,914
その他の収入		—	雑 費	253,934
今 回 計		2,440,932	今 回 計	2,440,930
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		2,440,932	総 計	2,440,930

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	209,844円
	ポスターの作成	495,720円
	計	705,564円

報告書受理年月日 平成28年11月4日 第1回報告分

◎岡山県選管告示第十四号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 6,519,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名	大塚愛	所属党派	無所属	9月1日から 期間 第1回分 11月4日まで
出納責任者 氏名	小林淳子			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
（氏名・団体名）	（職 業）	（寄附額）	人 件 費	—
		円	家 屋 費	56,000
菅波 知子	医 師	30,000	選挙事務所費	50,000
園田 明夫	農 業	30,000	集 合 会 場 費	6,000
大江 公平	無 職	100,000	通 信 費	—
山本 克巳	無 職	100,000	交 通 費	5,795
山田 雅美	自 営	50,000	印 刷 費	1,057,752
奥津 亘	弁 護 士	300,000	広 告 費	232,500
内藤 秀之	農 業	100,000	文 具 費	—
國政 俊哉	有限会社代表	50,000	食 糧 費	102,787
	取締役		休 泊 費	—
前原 成美	社会保険労務士	100,000	雑 費	8,458
井上 璋	無 職	50,000		
山本 亮輔	無 職	30,000		
その他の寄附		—		
その他の収入		200,000		
今 回 計		1,140,000	今 回 計	1,463,292

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	1,140,000	総 計	1,463,292

支出のうち公費	項 目	金 額
負 担 相 当 額	ポスターの作成	810,000円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成28年11月7日 第1回報告分
-----------------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 6,519,800円

3 報告書の要旨

候補者名 侯氏	大塚愛	所属党派	無所属	10月5日から 期間第2回分 11月16日まで
出納責任者氏名	小林淳子			

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	
		円	家 屋 費	10,260	
			選挙事務所費	10,260	
			集合会場費	—	
			通 信 費	131,360	
			交 通 費	—	
			印 刷 費	—	
			広 告 費	—	
			文 具 費	—	
			食 糧 費	—	
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—	
その他の収入	—	—	雑 費	—	

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

今回計	—	今回計	141,620
前回計	1,140,000	前回計	1,463,292
総計	1,140,000	総計	1,604,912

報告書受理年月日	平成28年11月22日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 6,519,800円
- 報告書の要旨

候補者名 氏名	若井達子	所属党派	無所属	8月18日から 期間第1回分 10月26日まで
出納責任者氏名	若井達子			

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	450,000
		円	家 屋 費	136,400
			選挙事務所費	31,451
			集合会場費	104,949
			通 信 費	597,099
			交 通 費	—
			印 刷 費	1,152,210
			広 告 費	45,360
			文 具 費	40,653
			食 糧 費	57,814
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		2,000,000	雑 費	18,017
今回計		2,000,000	今回計	2,497,553

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	2,000,000	総 計	2,497,553

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,152,210円
報告書受理年月日	平成28年11月2日 第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年10月23日執行岡山県議会議員補欠選挙（岡山市北区・加賀郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 6,519,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏 名	若 井 達 子	所属党派	無 所 属	8月31日から 期間 第2回分 11月11日まで
出納責任者氏名	若 井 達 子			

収 入			支 出		
主たる寄附			円		
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	—	
		円	家 屋 費	70,000	
			選挙事務所費	70,000	
			集合会場費	—	
			通 信 費	—	
			交 通 費	—	
			印 刷 費	265,000	
			広 告 費	280,800	
			文 具 費	—	
			食 糧 費	—	
その他の寄附	—	—	休 泊 費	—	
その他の収入	—	—	雑 費	—	

平成29年2月28日 岡山県公報 第11867号

今回計	—	今回計	615,800
前回計	2,000,000	前回計	2,497,553
総計	2,000,000	総計	3,113,353

報告書受理年月日	平成28年11月14日 第2回報告分
----------	--------------------